徳島県監査委員公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年4月16日

徳島県監査委員近藤光男同岡崎悦夫同原衛臣同福山博

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく職員措置 請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

令和3年4月9日

徳島県監査委員近藤光男同局一時一時日月日月日月日月日月日日日月日日日日

第1 請求の受付

1 請求書の提出

令和3年2月24日に、板野郡上板町 梶田道男から提出された徳島県職員措 置請求書は、同日受け付けた。

2 請求の要旨

(1)請求の趣旨

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの議長,副議長の公用車での自宅送迎に係る次の合計額11,988,370円の返還を徳島県知事(以下「知事」という。)に求める。

ア 議長、副議長の運転手の給与【請求ア】

10.313.136円

- イ 議長,副議長の公用車の減価償却費【請求イ】
- (ア)議長車の減価償却費

11,814,750円÷14年=843,911円

(イ) 副議長車の減価償却費

4,583,250円÷11年=416,659円

- ウ 議長,副議長車の燃料費【請求ウ】
- (ア)議長車の燃料費

 $1752.62\ell \times 130$ 円 = 227,841円

(イ) 副議長車の燃料費

 $1437.1\ell \times 130$ 円 = 186,823 円

(2)請求の理由

議会の予算議決も事務局規程もないものを、議会事務局総務課長の独断で決 裁し支出するのは、違反行為である。

公用車での徳島県議会議長及び徳島県議会副議長の自宅への送迎については、 現在当然のごとく実施されているが、徳島県議会会議規則、徳島県議会事務局 規程、徳島県県有車両管理規則を調べても取り決めがない。

議会は、二元代表制の下で、自らは議決権を有し、知事等は執行権を有する という互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民の福祉の増 進と県勢の進展に向け、自らの機能を十分に発揮しなければならない。

しかるに、知事と議会は利益相反の関係であるとも言える。

このようなことから、規程にもない公用車での自宅への送迎は、知事から利益供与を受けていることにほかならない。

(以上、おおむねこのように解する。なお、事実証明書の記載は省略する。)

第2 請求の受理

本件請求は、令和3年3月4日に所要の法定要件を具備しているものとして、 受理することとした。

第3 監査の実施

1 請求期間について

住民監査請求の請求期間は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第2項において、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。」と規定されていることから、請求アから請求ウについて、所要の法定要件を具備しているか検討した。

2 本件請求の対象について

本件請求において請求人は、公用車での自宅送迎行為を争点としていることから、請求アから請求ウのうち、「議長、副議長の自宅から議会棟への登庁及び議会棟からの退庁」(以下「登退庁」という。)のために要した支出について、監査の対象とすることとした。

(1)請求アについて

請求アについては、令和2年2月24日から同年3月31日までの登退庁に 要した議長車及び副議長車の運行に係る運転手給与の支出について、所要の法 定要件を具備していると認め、これを受理することとした。

なお、平成31年4月1日から令和2年2月23日までの給与の支出については、財務会計上の行為があった日から1年を経過していることから、監査の対象外とした。

(2)請求イについて

法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機 関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実を対象としている。 請求人が主張する「減価償却費」については、地方公共団体の普通会計では 支出しておらず、財務会計上の行為を監査対象とする住民監査請求において、 監査の対象とは認められない。

(3)請求ウについて

請求ウについては、令和2年2月24日から同年3月31日までの登退庁に要した議長車及び副議長車の運行に係る燃料費の支出について、所要の法定要件を具備していると認め、これを受理することとした。

なお、平成31年4月1日から令和2年2月23日までの燃料費の支出については、財務会計上の行為があった日から1年を経過していることから、監査の対象外とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づく請求人の陳述は、令和3年3月22日に機会を設けた。陳述に当たり、追加資料として書面の提出があった。

請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

議長、副議長公用車の自宅送迎について、議長車が年間179回、副議長車は126回稼働している。それ以外で、議長車は、大阪市、松山市、山口県など県外に行っているが、9割くらいまでが県内又は徳島空港である。副議長車も同様である。運転手の人件費など1千万円程のお金がこれに消えている。

自宅送迎については、徳島県議会会議規則、徳島県議会事務局規程、徳島県県 有車両管理規則のどれにも記載されておらず、今までの慣例で行っている。議長、 副議長は自分で県庁に来て、県庁から公用車かタクシーで行けば、1千万円の多 くが削減できる。

自宅送迎以外では,議長公用車は年間46回しか稼働していない。副議長車は32回しか稼働しておらず,タクシーなら300万円で収まると考えられる。残ったお金は,全てほかのことに使える。

税金だからといって平気で使うのではなく、こういうことを、もっと議会で議 論して欲しい。

4 監査対象機関に対する監査の実施

議会事務局総務課を監査対象機関と定め、当該機関に対し、監査資料等の提出 を求め、令和3年3月22日に監査を行った。

第4 監査の結果

事実関係の確認

議会事務局総務課に対する監査及び関係資料から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

(1)予算上の措置

平成31年2月議会において,議長車及び副議長車の運転手の人件費や燃料費を含む議会費を計上した「平成31年度徳島県一般会計予算」が議決されている。

(2) 会計処理

議長車、副議長車の運行に要した人件費及び燃料費は、徳島県会計規則(昭

和39年徳島県規則第23号。以下「会計規則」という。)に基づき,適正に会計処理を行い支出している。

ア 財務会計上の行為

(ア) 議長車、副議長車に係る運転手の給与の支出

令和2年2月24日から同年3月31日までの議長車,副議長車の運行に係る運転手給与の財務会計上の行為については,「3月支給分」及び「4月支給分のうち3月分の実績手当」である。

具体には、令和2年3月12日に支出負担行為・支出命令を行い同月19日に支払をした「3月給与分」、及び同年4月14日に支出負担行為・支出命令を行い同月21日に支払をした「4月給与(うち3月の実績手当に限る)分」の合計額のうち、登退庁に係るものである。

(イ) 議長車, 副議長車に係る燃料費の支出

令和2年2月24日から同年3月31日までの議長車及び副議長車の運行に係る燃料費の財務会計上の行為については、「3月支出(2月実績)分」及び「4月支出(3月実績)分」である。

具体には、令和2年3月5日に支出負担行為・支出命令を行い同月16日に支払をした「2月燃料分(29,642円)」、及び同年4月7日に支出負担行為・支出命令を行い同月22日に支払をした「3月燃料分(16,596円)」の合計額(46,238円)のうち、登退庁に係るものである。

(3)議長車・副議長車について

ア 保有状況

議会事務局総務課は県有車両を2台保有し、それぞれ議長車、副議長車として使用している。

イ 運行状況

議長車及び副議長車の運行状況について、令和2年2月1日から同年3月31日までの「県有車両使用簿」、議長、副議長及び運転手2名の「旅行命令簿兼旅費請求書」により確認した結果、当該期間の登退庁に係る状況については、次のとおりである。

なお、これは、議長及び副議長の自宅と議会棟の間の運行分であり、自宅から直接行事用務先へ運行したもの等は含んでいない。登退庁(往復)した場合、2回でカウントしている。

(ア) 議長車

車番	走行距離	稼働回数
徳島300は94-61	$799 \mathrm{km}$	35回

(イ) 副議長車

車番	走行距離	稼働回数
徳島300ね15-35	$2,872 \mathrm{km}$	24回

ウ 車両管理及び使用承認

徳島県県有車両管理規則(昭和42年徳島県規則第36号。以下「車両管理規則」という。)第3条に基づき、議会事務局総務課長が車両管理し、運用については、同規則第15条に基づき県有車両使用簿により承認し、第14条に反しないよう公務に使用している。

【車両管理規則】

第3条 県有車両は、当該車両の所属する課等の長が管理するものとする。 第14条 県有車両は、公用以外の目的のために使用してはならない。

第15条 県有車両(管財課に所属する共用自動車及び貸出自動車を除 く。)を使用しようとする者は、県有車両使用簿(様式第7号) により、議長等、所長又は支所長等の承認を受けなければならな い。

エ 県議会議員が移動する場合の旅行命令について

議長、副議長をはじめ、県議会議員が本会議への出席、議会事務局の公式行事への参加など、公務のために自家用車や公共交通機関を利用して移動する場合は、「徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」(昭和34年徳島県条例第4号。以下「報酬等条例」という。)に基づき、議長が旅行命令を発し、各議員に対し実費相当額について、費用弁償として旅費を支給している。

ただし、本件請求のように公用車を利用する場合には、公用車利用の旅行 命令がなされ、「職員の旅費に関する条例」(昭和27年徳島県条例第9号。 以下「旅費条例」という。)第36条に基づき、旅費を支給していない。

議長及び副議長の公務は、秘書・企画担当がスケジュール調整の段階で用 務内容を精査し、公務に当たる移動についてのみ公用車を使用している。

【報酬等条例】

- 第4条 議長,副議長及び議員が次に掲げる場合に旅行したときは,費用 弁償として旅費を支給する。
 - 1 招集に応じ、本会議又は委員会に出席する場合
 - 2 会期中において、議案調査のための休会の日に登庁する場合
 - 3 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し 協議又は調整を行うための場にその構成員として出席する場合
 - 4 前3号に掲げるもののほか、公務を遂行する場合

【旅費条例】

第36条 所属長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他この条例により正規の旅費を支給することが不当に旅費の実費をこえた支給となる場合においては、その実費をこえることとなる部分について、旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

2 監査対象機関の見解

(1)請求対象について

本件請求のうち、住民監査請求の対象となり得るものは、令和2年2月24 日以降の財務会計上の行為に限られると考える。

ただし、これらにより支払われた金額は、議長車及び副議長車の運行全般にかかるものであり、請求人の主張する「公用車での自宅への送迎」を含め、他の公務と一体的に処理されているため、請求人が、全額を請求対象としていることは適当ではない。

(2)議長車,副議長車の配備の必要性

議長は、県議会の代表権や議場の秩序保持の統制権、議会開会中における議事の整理権、議会事務局の指揮監督権など多岐にわたる権限を有する。

副議長は、法において、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときに議 長の職務を行う職とされているが、日頃から議長を補佐し、業務を分担しなが ら円滑な議会運営に努めている。

議長,副議長が行う具体的業務は,

- ・本議会や委員会,会長・幹事長会への出席
- ・議会運営等に関しての決裁、打合せ等
- ・議会事務局の公式行事への出席

- ・議会代表として行う諸行事への出席
- ・議会を代表して要請、表敬訪問等の面会といった県議会議事堂での執務のほか、
- ・県内外で開催される会議への出席
- ・平日,休日問わず開催される行事への出席など,

の移動は中四国, 近畿にまで及び, 広範に活動している。

また,こうした移動の中で,車内での打合せ,文書の確認,式典挨拶原稿の推こう等多くの業務を処理している。

県議会では、このような用務にかかる移動の機動性や効率性、安全確保の観点から合理的な移動手段として公用車を保有する必要性があるとして、従前から議長車及び副議長車を配備し、運用している。

(3) 議長車、副議長車を登庁に使用する妥当性

議長車及び副議長車は車両管理規則に則った管理の下,公務に使用している。 平成20年2月8日東京地裁判決において「自宅への送迎における知事専用 車の使用は,公的活動と私的活動との切替え時においても,機動性を確保し, 危機管理を徹底しようとするものであるから,その使用は合理性を有するとい える」とされていることからも,議長,副議長の職責を鑑み,機動性の確保と 危機管理の徹底の必要から,自宅への送迎に公用車を使用することは合理性を 有すると考える。

さらに、平成20年2月26日東京地裁判決において、知事専用車の使用について、「都知事による専用車の使用は、その使用態様や使用時間にかかわらず、原則として自動車管理規則に基づく正当なものということができるのであり、例外として、その使用がおよそ公務と関連しないものであることが明らかな場合に限って違法となる。」と解されていることに照らせば、広範な活動を機動的に遂行する必要性が強く要請される議長及び副議長の職務の性質上、公務のために公用車を使用して行う自宅への送迎は、何ら違法・不当な行為に当たらず、財産的損害を生じさせる要素はない。

また,二元代表制の下,議決機関として知事と対等と位置づけられる職責に 鑑み.同様の機動性の確保や危機管理の必要性を認めることは妥当と考える。

(4) まとめ

適正な予算議決を経た上で,条例・規則に基づき適正に公用車を運行し,そ の経費について適正に支出しており,財産的損害は発生していない。

3 判断

(1) 登退庁に公用車を使用することの妥当性について

議長及び副議長については、議会開会中はもちろん、閉会中にも登庁を要し、また議会の代表として、平日・休日を問わず、自宅から直接各種式典や会合等に赴くなどの実状があることから、これに機動的に対応し効率的に職務を遂行することが求められる。

また,議会を代表し,議会の安定的な運営に欠くことのできない権限を有する議長や,その議長を日常的に補佐し,議長に事故があるとき又は欠けたときに議長の職務を行う職とされる副議長の職責に鑑み,その安全を確保し,危機管理を徹底する必要性が認められるところである。

登退庁のために公用車を使用することについては、条例・規則等に明示されたものはないが、前述したその必要性や目的は、合理的で理解できるものであり、「公用以外の目的に使用してはならない」とする車両管理規則の規定に照らしても、裁量権の濫用や逸脱とは認められないものである。

さらに,議長車及び副議長車について,監査の対象となった期間の実際の運 行状況を確認したところ,自宅と議会棟若しくは用務先との往復,自宅と議会 棟の間に加えて用務先を経由する経路に適合した,適切な運行が認められた。

したがって,議長車,副議長車に係る運転手の給与及び燃料費の支出については,違法・不当と認められる事実はない。

(2) 予算措置及び会計処理等について

本件請求に係る議長車、副議長車の運転手の給与及び燃料費については、平成31年2月議会において可決成立した、「平成31年度徳島県一般会計予算」に計上されており、会計処理についても、会計規則等に基づいた手続が行われており、共に適正に処理されていた。

4 結論

検討の結果は以上のとおりであり、請求ア及び請求ウのうち、適法として受理 した令和2年2月24日から同年3月31日までの、登退庁のために要した議長 車及び副議長車の運行に係る運転手の給与及び燃料費の支出については、いずれ も請求人の主張に理由がないものと判断し棄却することとし、請求ア及び請求ウ のその余の請求並びに請求イについては、住民監査請求の対象と認められないの で、却下する。